

団体交渉速報

組合は2月26日に、東北大学との団体交渉を行った。

本団体交渉は、1月30日に組合側から申し入れたものであると同時に、当局からの教職員の休日振替等の給与に関する説明も含まれる。

当日、下間理事の体調不良による欠席が伝えられたため、交渉事項のうち、有期雇用職員の無期化（限定正職員の採用状況等を含む）に関する、目的限定職員の雇用継続については事項から外した。また非正規雇用職員の無期化を要望する署名を総長に直接手渡すことが拒まれている件も、今回は扱わなかった。

1. 石寄・山中綜合法律事務所との契約経緯について

前回（2019年12月16日）の団体交渉において、次回当局側が説明することになった標記件について、当局は2016年度にコンサルタント業務契約が始まったとの説明があった。組合は、年月日やその契約内容についての詳細が必要であることを伝え、当局は再度調査することになった。

2. 教職員の休日振替等の給与

(1) 休日の別週振替時における給与

休日の振替日で勤務しなかった時間分の給与を支払わないようにする。

(2) 代休日における給与

休日の代休日で勤務しなかった時間分の給与を支払わないようにする。

(3) 休日の同一週振替時における給与

超過勤務に対して休日給（勤務1時間当たりの時間給が35%増）を支給していたものを、超過勤務手当（勤務1時間当たりの時間給が25%増）を支給するようにする。

上記の当局提案に対し、不利益変更であることを確認した。

組合は、労働に対する給与の支払いを実質化する意味で、この方針を認めた。妥結については就業規則が提案されたら、その文面を見て、改めて返答するとした。一方で、教員は実際には振替休、代休で休めていないこと、休日、夜間、深夜の非裁量的な労働（無報酬）が益々増加していること、職員もサービス残業が常態化していることを指摘し、これらの改善を別途要求することを伝えた。

なお、本改正に該当する件数は今年度3200件あり、そこから概算すると、年間でおよそ8900万が不支給になるとの説明があった。

3. 准職員・時間雇用職員等の待遇改善について

組合が当局に提出した「改正パートタイム・有期雇用労働法の2020年4月施行に際しての均等・均衡待遇についての要求書（2020年1月30日）」に対して当局から回答があった。

(1) 本給について

正規職員と、限定正職員（フルタイム）、「准職員等給与規程」が適用される准職員（無期を含む）との間の本給格差の根拠について、長期雇用を前提にしているか、異動の有無、研修・キャリア形成の観点から、本給差については不合理ではない範囲であるとの説明があった。組合は、示された点は本給の非常に大きな差を説明するには不十分であり、給与格差の是正を要求していくことを述べた。

(2) 賞与（期末・勤勉手当相当の手当）について

時間雇用職員に賞与を支給、准職員の間での支給の格差の是正について、現在行われている裁判における司法判断をみて判断するとの説明があった。組合は、裁判の動向に拠らず支給することを再度要求した。

(3) 休暇について

組合からの改善要求に対し、別紙「同一労働・同一賃金に係る本学の対応案」のとおり見直し案が示された。組合は、改善方向の見直しを評価し、詳細を検討するとした。

(4) 非常勤講師について

非常勤講師に対する通勤手当支給について、原則として時間雇用職員と同じ扱いであり、次年度から通勤にかかる費用を通勤手当もしくは旅費として支給する方針であるとの説明があり、組合は了承した。

(5) 待遇改善に伴う部局の財政負担について

限定正規・非正規職員に対する待遇の不合理的な差を改めるに際して、本部より部局に対して適切な財政的支援を行うことについて、東北大学は部局渡し切りとしており、部局内で対応してほしいとの説明があった。組合は、本部が主導しないと待遇は改善しない可能性が高いことを指摘し、見直すよう求めた。

(6) 限定正規・非正規職員にあたって正規職員の待遇を引き下げないことについて

限定正規・非正規職員の待遇改善に伴って正規職員の待遇引き下げは行わないとの説明があった。

4. その他

当局から、目的限定職員の雇用継続について、(1)時間雇用職員へ移行した際、3年間勤務の条件なしに1年目から目的限定職員採用試験の受験を可能とすること、(2)目的限定職員の勤務期間中でも限定正職員採用試験の受験を可能とすることを検討しているとの発言があった。組合は成文化されたものを検討したいとした。また、目的限定職員の解雇回避努力義務が必須であることを改めて伝えた。

組合からは、非正規雇用職員の雇い止めや目的限定職員の解雇の問題は、東北大学が石寄・山中総合法律事務所との関係を切らないと解決しないことを伝え、見直すよう強く求めた。

今回は交渉事項から外れた案件が残っており、3月中の団体交渉開催を申し入れることを伝え、当局は了承した。

2020年3月5日

東北大学職員組合執行委員会